特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。
	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。
	明和町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。
②事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会
	 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪サービス検索・電子申請機能で届出・申請書等の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知
	なお、③の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明書発行サーバー 6. サービス検索・電子申請機能
	※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。
2. 特定個人情報ファ	イルタ

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳情報ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
- (平成25年5月31日法律第27号)
- ・第7条(指定及び通知)
- ・第16条(本人確認の措置)
- ・第17条(個人番号カードの交付等)
- 2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号)
- (平成25年5月31日法律第28号施行時点)
- ・第5条(住民基本台帳の備付け)
- ·第6条(住民基本台帳の作成)
- ・第7条(住民票の記載事項)
- ・第8条(住民票の記載等)
- ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)
- ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)
- ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
- •第22条(転入届)
- ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)
- ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
- ・第30条の10
- (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- ・第30条の12
- (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	•番号	法第19条第8	号(特定個	人情報の提供の制限)及び別表第二
②法令上の根拠	:第三 まれる 42、4	項(1、2、3、4 18、53、54、5 96、97、101、	音)が「市町 4、6、8、9 57、58、5	根拠) 「村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含 0、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、 9、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、 3、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、1
	:なし	第二におけるは		D根拠) こおいて情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民ほけん課
②所属長の役職名	住民ほけん課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先 住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7114						
9. 規則第9条第2項の適]適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未	:満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		17年7月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点				
3. 重大事	故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
-	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システム <mark>を通</mark> じた	入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である)]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネット	-ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である	o]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	o]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である)	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		1]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	Nの対策は十分か 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	住民基本台帳事務においてが、いずれの局面においてす対策は十分であると考えられ・転出証明に記載された個グ・特定個人情報の記載があ	基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。 民基本台帳事務においては、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへ策は十分であると考えられる。 民出証明に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 特定個人情報の記載がある書類等の施錠できる書棚への保管 個人番号が記載された書類の郵送等				
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部	監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策	1]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えら れる対策	3) 権限のない者によっ4) 委託先における不正5) 不正な提供・移転が6) 情報提供ネットワーク	われるリスクへのだい。 ・、事務に必要のないで不正に使用され こな使用等のリスクへは 行われるリスクへ クシステムを通じて クシステムを通じて ない・滅失・毀損リ	対策 はい情報との紐付けが行われるリスクへの対策 れるリスクへの対策 ないの対策 ないの対策 ないができまる。 ないができまる。 ないができまる。 ないができまる。 ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	統合端末の利用が可能な職	战員は、静脈認証:	は施錠できる書棚等で保管している。 接置とパスワードによる認証に限定しており、人事異動 グイン等を防ぐ措置を講じている。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	【表紙】 評価書名	住民基本台帳事務 基礎項目評価書	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成27年4月30日	【 I . 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳事務	住民基本台帳に関する事務	事後	
平成27年4月30日	【 I . 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	住民基本台帳法に基づき、明和町に住所を有する住民についての住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目を管理し、住民票の写し等の証明を行う。	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度を切るもに関する制度を一元化し、もつて、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するに関する制度を一元化し、近代の居住民のる時後の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基に基づいて、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて、住民の居住民に関する事務の処理の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 明和町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日			①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、世帯変更届等の居出、世帯変更届等の居出、世帯変更届等の居出、世帯変更高消除正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための指記基本の修正とは、自己の主には、自己の主には、自己の主には、自己の主には、自己の主には、自己の主に、自己の。自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の。自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の。自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の主に、自己の。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	【 I . 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	事後	
平成27年4月30日	【 I . 関連情報】 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第7条、第16条、第17条 ・住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12 条の1、第14条、第24条の2、第30条の6、 第30条の10、第30条の12	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日			2. 住民基本台帳法(住基法) (昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民悪の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	【 I . 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	俄罗达第19宋第75 別衣第二切 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、 23 27 30 31 34 35 37 38 39 4	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事後	
平成27年4月30日	【 I . 関連情報】 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	人権生活環境課長 西口 竜嘉	人権生活環境課長 世古口 和也	事後	
平成29年6月15日	【Ⅱ しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月15日	【Ⅱ しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年8月31日	【 I . 関連情報】 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	人権生活環境課長 世古口 和也	人権生活環境課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	【Ⅱ しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年8月31日	【II しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	【 I . 関連情報】 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	 1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明書発行サーバー 	事前	令和2年2月からコンビニ交付 サービス開始予定
令和1年5月31日	【II しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	【II しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	記載なし	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	
令和2年10月16日	【 I 関連情報】 5. ①部署	人権生活環境課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	【 I 関連情報】 5. ②所属長の役職名	人権生活環境課長	住民ほけん課長	事後	
令和2年10月16日	【 I 関連情報】 7. 請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月16日	【 I 関連情報】 8. 連絡先	人権生活環境課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	【II しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年10月16日	【Ⅱ しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	【 I . 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	5、第四棟(特定値入情報) 1 住民宗関係情報 が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、3	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、11、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	事後	
令和3年8月20日	【 I . 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (以下変更なしのため省略)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (以下変更なしのため省略)	事前	番号法第19条に係る改正の 施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	【II しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日時点	事後	
	【II しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日時点	事後	
令和3年6月17日	【Ⅱ しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	令和3年8月20日時点	令和4年6月17日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月17日	【II しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	令和3年8月20日時点	令和4年6月17日時点	事後	
令和5年7月7日	【 I 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		追記:①サービス検索・電子申請機能で届出・申請書等の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	オンラインによる転出届・転入 (転居)予約の開始に伴う追記
令和5年7月7日	【 I 関連情報】 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		追記:6. サービス検索・電子申請機能	事後	オンラインによる転出届・転入 (転居)予約の開始に伴う追記
令和5年7月7日	4. 情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、11、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第2における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	事後	取扱事務の精査による
令和5年7月7日	【II しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	令和4年6月17日時点	令和5年7月7日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	【I 関連情報】 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之 上945番地 0596-52-7111	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上94 5番地 0596-52-7111	事後	
令和6年12月20日	【II しきい値判断項目】 1,対象人数	令和5年7月7日時点	令和6年12月20日時点	事後	
令和6年12月20日	【II しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	令和5年7月7日時点	令和6年12月20日時点	事後	
令和6年12月20日	【IV リスク対策】 8. 人手を介在させる作業		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。 追記:住民基本台帳事務においては、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・転出証明に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある書類等の施錠できる書棚への保管・個人番号が記載された書類の郵送等	事後	基礎項目評価書の新様式へ の移行に伴う修正
令和6年12月20日	【IV リスク対策】 8. 人手を介在させる作業		追記:個人番号及び本人情報が記載された書類等は施錠できる書棚等で保管している。統合端末の利用が可能な職員は、静脈認証装置とパスワードによる認証に限定しており、人事異動時は権限異動をすみやかに実施し、不正なログイン等を防ぐ措置を講じている。	事後	基礎項目評価書の新様式へ の移行に伴う修正
令和7年7月1日	【Ⅱ しきい値判断項目】 1,対象人数	令和6年12月20日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月1日	【II しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	令和6年12月20日時点	令和7年7月1日時点	事後	